



平成 19 年 5 月 21 日

各 位

会社名 株式会社 ヨ コ オ  
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 徳 間 孝 之  
(コード番号 6800 東証第 1 部)  
問合せ先 広報・株式部長 真 下 泰 史  
(TEL 03-3916-3111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 69 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、本年 4 月より、経営戦略監督機能（取締役会）と経営執行機能（執行役員）との分離をさらに進めた経営体制といたしました。これにあわせ、以下のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第 16 条（招集権者および議長）は、代表取締役の減員に対応して、取締役間の役割分担の柔軟化を図るものであります。
- (2) 変更案第 21 条（任期）は、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化への迅速な対応を可能にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。
- (3) 変更案第 24 条（役付取締役）は、「副会長」の役職を追加するものであります。

2. 定款変更の内容 別紙「現行定款・変更案対比表」をご参照願います。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 28 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 28 日（木）

以 上

【別紙】 現行定款・変更案対比表

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役会が定めた<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または補欠によって選任された取締役の任期は、現任の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議により取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名のほか、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役会が定めた<u>取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議により取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名のほか、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p>